

添付法令資料 4 :

ファイナンス会社の事業実施に関する 2018 年 12 月 27 日付
インドネシア共和国金融サービス庁規則 No.35/POJK.05/2018 (目次)
同月 28 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	事業活動
第 1 節	事業活動の種類及びファイナンス方法 (第 2 条ないし第 7 条)
第 2 節	ファイナンス・リース (第 8 条及び第 9 条)
第 3 節	ファクタリング (第 10 条)
第 4 節	分割払いによる支払を伴う購入 (第 11 条)
第 5 節	プロジェクト・ファイナンス (第 12 条)
第 6 節	インフラストラクチャー・ファイナンス (第 13 条)
第 7 節	事業資本の便宜及び基金の便宜 (第 14 条ないし第 17 条)
第 3 章	情報システム及びテクノロジー (第 18 条及び第 19 条)
第 4 章	自動車ファイナンスの前払金 (第 20 条及び第 21 条)
第 5 章	第三者インセンティブの制限 (第 22 条)
第 6 章	ファイナンス供与の上限 (第 23 条ないし第 25 条)
第 7 章	ファイナンスのリスク緩和 (第 26 条ないし第 32 条)
第 8 章	事業活動の透明性
第 1 節	ファイナンス契約 (第 33 条ないし第 36 条)
第 2 節	金利及び罰金の等級の透明性 (第 37 条及び第 38 条)
第 9 章	ファイナンスの協力 (第 39 条ないし第 42 条)
第 10 章	担保に対する所有権証明の保存及び返却 (第 43 条ないし第 46 条)
第 11 章	請求 (第 47 条ないし第 52 条)
第 12 章	不正のコントロール及び不正防止戦略
第 1 節	不正コントロール (第 53 条ないし第 57 条)
第 2 節	不正防止戦略 (第 58 条ないし第 63 条)
第 3 節	報告 (第 64 条)
第 13 章	主要当事者への継続的な認証及び要件 (第 65 条ないし第 67 条)
第 14 章	参加 (第 68 条)
第 15 章	資金 (第 69 条ないし第 81 条)
第 16 章	禁止 (第 82 条及び第 83 条)
第 17 章	ファイナンス債権の割合 (第 84 条ないし第 86 条)
第 18 章	エクイティ (第 87 条及び第 88 条)
第 19 章	金融の健全性レベル
第 1 節	通則 (第 89 条)
第 2 節	資本割合 (第 90 条)

- 第3節 ファイナンス債権の質
 - 第1款 ファイナンス債権の質の評価（第91条ないし第93条）
 - 第2款 複数のファイナンス契約のある債務者に対するファイナンス債権の質（第94条）
 - 第3款 不良ファイナンス債権（第95条及び第96条）
 - 第4款 ファイナンス債権の貸倒引当金（第97条）
 - 第5款 ファイナンス債権の減損損失引当金（第98条）
- 第4節 収益性（第99条）
- 第5節 流動性（第100条）
- 第20章 電力及び水運部門におけるファイナンス会社（第101条及び第102条）
- 第21章 定期報告の提出（第103条ないし第106条）
- 第22章 雑則（第107条ないし第109条）
- 第23章 コンプライアンスの確立
 - 第1節 通知（第110条）
 - 第2節 遵守計画（第111条及び第112条）
- 第24章 行政制裁（第113条ないし第116条）
- 第25章 経過規定（第117条及び第118条）
- 第26章 終則（第119条ないし第121条）